

平成30年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成30年8月23日(木) 午後1時30分～午後4時30分

2 会議の場所 岡崎市役所分館2階 202号会議室

3 会議の議題

- (1) 報告第2号 「殿橋から岡崎城天守を望む眺望点の設定について」
- (2) 諮問第3号 「景観重要建造物の指定について」
- (3) 諮問第4号 「景観重要建造物(本光寺)の現状変更に係る許可について」

4 会議に出席した委員(11名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	森 真弓
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦
公募市民	長谷川 いづみ

5 事務局

都市整備部長	糸井 泰晴
都市整備部まちづくりデザイン課長	杉山 弘朗
都市整備部まちづくりデザイン課 副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課 景観推進係技師	小林 佑大
都市整備部まちづくりデザイン課 屋外広告物係主事	武田 穂波

6 会長の互選・副会長及び議事録署名者の指名

天野委員の瀬口委員を推薦する発言により、満場一致で瀬口委員が会長となった。
瀬口会長が議長として、副会長に堀越委員を、議事録署名者に長谷川明子委員及び横山

委員を指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

8 報告第2号「殿橋から岡崎城天守を望む眺望点の設定について」(説明)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(小林技師)による説明が行われた。(事務局案を現地確認するために殿橋へ移動)

9 報告第2号「殿橋から岡崎城天守を望む眺望点の設定について」(質疑)

会議室に戻り、次の趣旨の質疑がなされた。

近藤委員：

- ・「ここがベストビュー」だという設定根拠は何か。
- ・市が想定する眺望規制の内容と、その規制が土地開発等へ与える影響ほどの程度か

事務局：

眺望点の設置位置案は、職員が現地に立って見やすいと感じた点を示したものである。

規制の内容やその影響については、現時点で視点が定まっていないため、守るべき眺望の範囲も定まっておらず、議論する材料がそろっていない。よって、規制内容とその影響については現時点では不明である。市は、今回の議論で『眺望点と視点』を設定し、測量により現況の地形や構造物の位置関係が明確化され、規制の範囲や高さを議論する材料が整うものと考えている。

瀬口会長：

市が提案する眺望点設置位置の案については、その決定根拠があいまいであると言わざるを得ない。今後市民へ説明する場合でも明確な説明が難しいのではないかと考える。そこで、殿橋の中で安全に眺望を楽しむことができる場所の中で最も天守に近い点として、殿橋南西踊り場の北西角に眺望点を設置することを提案したい。その上で、眺望点の設定とは切り離れた議論で、「このあたりから見るとベストビューが得られますよ」という目印を視点場の代表点として眺望点から50cm離れた位置に表示してはどうか。

柴田委員：

規制の基準となる眺望点を構造物の角に設置し、それとは別の議論で「ここから見るとよく見える」という点をわかりやすく表示するというのは、住民にも伝わり易い説明だと思う。

瀬口会長：

先進地ではどのように眺望点を設定しているのか。

事務局：

先進地の規制方法については、各景観行政団体によってその手法が異なるため、一概にお答えすることができない。

ここで、眺望点の設置位置に関する構造的な留意点として、仮に視野角を固定して眺望点を城から遠くした場合について考えてみると、仰角が浅くなるため高さ制限が厳しくなることや、影響範囲が狭くなるというように、視点の設定位置で規制範囲の領域が変化することを付け加えておきたい。

島津委員：

城の奥には景観形成重点地区の八帖地区があるが、今回の規制と八帖地区との関係や影響をどのように考えているか。

事務局：

八帖の景観形成重点地区とは規制の種類が異なる。面的な既存規制地区の上に新たに眺望計画の規制が上乘せされることとなる。なお、八帖地区では既に 15m の高さ規制がかかっている。

横山委員：

そもそも天守の周辺に現代建築物が存在していること自体が残念なことである。眺望点を定め、測量を行った後にはどこまで踏み込んだ規制内容としたいのか。

事務局

高さ規制については、現行の都市計画との不整合が生じる。関係課と調整・協議をしていないため、この場でお答えできない。今後の議論とさせていただきたい。

瀬口会長：

想定規制区域に高度利用地区が含まれるか。

事務局：

中央図書館りぶら東側に設定されている高度利用地区の一部が想定規制区域にかかる。

瀬口会長：

角に少しかかる程度なら設計上の工夫で眺望規制に適合させることも可能だろう。

景観の議論には、近代的な高層建築と歴史的資産の混在を許容する見方も存在している。導こうとする将来像によって規制の内容が大きく変わるといいう難しい課題がある。

長谷川明子委員：

矢作川以西であっても、高層建築物が建ったら景観は壊れてしまうのではないか。

島津委員：

岡崎公園の樹木を伐採しただけでも現在は隠れている構造物等が視界に入るのではないか。

近藤委員：

既存建築物や今後の建築等行為への影響を考えずに眺望点を決められるのか。目指すべき将来像やそれを実現するために必要な規制内容が想定されていて初めて眺望点が決められるのではないのか。

事務局：

本審議会を経て眺望点を設定し、測量を行うことで、はじめて規制範囲や高さの正確な位置関係が明らかになる。

瀬口会長：

資料から岡崎城の高さは 54.3m ということであるが、矢作地域において殿橋から天守を見る眺望景観の後景に入ってくる建物高さはおよそ何メートルと想定されるか。

事務局：

矢作地区の地盤高が分からないため、測量をした後に回答する。

島津委員：

規制の高さと範囲が分かりにくいので、分かる資料があるとよい。

瀬口会長：

本件の焦点である眺望点の設置位置について、殿橋南西踊り場の北西角にしてはどうかという提案に関して委員各位のご意見は。

異議なし

瀬口会長：

景観審議会の提案について市はどのように考えるか。

事務局：

ご提案に沿って原案を修正する。今後は修正した眺望点を基準に測量を進めてまいりたい。

瀬口会長：

市は、今後の議論において矢作川以西の地形を含め、既存不適格候補となる建造物がどれくらいあるのかを示して頂きたい。

天野委員：

殿橋を手始めに順次、岡崎城周辺の眺望保全策を拡充していくという方針は理解した。

今後の課題として、その他の視点場からみた眺望景観の保全についても、早期に取り組みを進めることを期待したい。

岡崎城の映像として頻繁に使われている映像の一つに、CGで背景のマンションを消した伊賀川からの眺望がある。それほど、伊賀川から見た景観の重要性があるということである。

現在はタワーマンション一棟だけが眺望景観を阻害しているが、気づけばその背後に第二、第三の支障物件が建ち並んでしまった場合、後から眺望を保全することは更に難しくなってしまう。できるかぎりそのような状況を避けられるよう努力されたい。

事務局：

市もご指摘の状況を危惧している。まずは手始めとなる殿橋からの眺望の保全に着手し、方法論を検討していきたいと考えている。

瀬口会長：

他の眺望点についても、保全の必要性と規制に関わる課題を広く示していくことが重要である。今後の課題としてほしい。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 諮問第3号「景観重要建造物の指定について」(説明)

議長が諮問第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(片岡主事)から説明した。

11 諮問第3号「景観重要建造物の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

景観重要建造物の指定は建築物的な評価軸と、社会的な評価軸が必要であると思う。

ヴォーリス作品の建築的価値について異論をはさむ余地はないが、今後の景観重要建造物指定については、ある宗教団体が社会・文化に果たしてきた役割などの面についても議論されるべきだと考える。

また、通りに面した玄関口の両脇にエアコンの室外機などが並んでいる状態は景観的配慮に欠けているので、移設するなどの措置を講じられたい。

事務局：

建築物の所有者の社会的背景に関する議論について、現在の指定基準は「評価項目のいずれかに該当」としているため、表の一つでも適合していればよいものと考えている。その中でも、今回は最も客観的な指標として登録有形文化財の項目でその適合性を評価した。

横山委員：

建造物の総合的な価値を評価するため、今後は該当項目全てに○をつけた方が良い。

事務局：

承知した。

長谷川明子委員：

玄関両脇の樹木は、南側だけが強剪定されており、適切な植栽管理とは言えない。今後はできるだけ樹形にも配慮し、建築物に支障のない範囲で南側の枝葉を切るよう配慮されたい。

瀬口会長：

木が建築物を痛めているということが文化財ではよくある。文化財を守るという観点からはまず近くに植えないこと、そのうえで適切な剪定や伐採をすることも重要である。

長谷川明子委員：

守るべきものによっては伐採という手段が適切な場合もあるかと思う。単なる伐採なのか、適正管理を前提とする植え替えなのか、植栽管理にも様々な考え方があるので、適正な管理方法をご検討いただきたい。

事務局：

建築物の保全に支障が無い範囲で、樹形に配慮した適切な植栽管理をしていただくことと、エアコンの室外機の配置・目隠しについて所有者へ連絡する。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

12 諮問第4号「景観重要建造物（本光寺）の現状変更に係る許可について」（説明）

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（片岡主事）から説明した。

13 諮問第4号「景観重要建造物（本光寺）の現状変更に係る許可について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

長谷川明子委員：

本堂屋根の妻面は北面が無地、南面が朱色になっている。どこかのタイミングでこのような修繕が行われたのだろうが、どちらに合わせるのか。

事務局：

時期は不明だが、南面は日当たりや風雨による劣化が激しいためトタンが貼られたものと推測される。本件は南面トタン板を外し、無彩色の木材を用いて北面同様のデザインとなる。

長谷川明子委員：

今度も修繕箇所が早々に劣化してしまうおそれはないか。

事務局：

通常の木造建築と同様で、すぐに劣化するものではないと考えている。

後藤委員：

内部の耐力壁は内面だけで、外部からの見え方は変わらないか。

事務局：

耐力壁は本堂建具の内側に設置するため外観は変わらない。

瀬口会長：

耐力壁は床下まで入っているか。

事務局：

耐力壁は床上で切れているが、床下は柱を足固めで接続して補強することとしている。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成30年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
